

オガサワラカワラヒワ生息域外保全の方針等について

1. オガサワラカワラヒワの所有権の整理について

- ・現在、域外飼育個体は東京都事業で採捕したファウンダー個体に由来し、繁殖手法の確立に向けた飼育繁殖体制が東京都、公益社団法人日本動物園水族館協会、研究者（NPO 法人小笠原自然文化研究所）にて構築されている。
- ・今後、飼育個体の施設間の移動や、オガサワラカワラヒワの JAZA 包括協定種化（環境省から JAZA に依頼）を進めるにあたり、オガサワラカワラヒワ保護増殖計画に基づく飼育個体に関しては、全て環境省に所有権があることとして整理していきたい。
- ・域外飼育個体の所有権を環境省のものとする場合、環境省にて個体の状況を一括管理するため、飼育状況について随時関東地方環境事務所へ連絡することとする（移動時、落鳥時 等）。

2. オガサワラカワラヒワの JAZA 包括協定種化

- ・現在まで、上野動物園高橋委員等より、オガサワラカワラヒワの JAZA（日本動物園水族館協会）における環境省との生物多様性保全の推進に関する基本協定に基づいた包括協定種化の要望を受けている。
- ・包括協定種化のメリットとして、JAZA 加盟園館における本種の飼育繁殖が推進されることが挙げられる。
- ・これらのことから、異論が無ければオガサワラカワラヒワを協定書第 3 条 8 項に基づいて、協定種とすることを進めていきたい。なお、現状、小笠原諸島の陸貝類については、第 3 条 8 項に基づき協定種とされ、域外保全が行われている。
- ・包括協定種化後は、飼育園館の拡大および各飼育園館における取組により、域外保全に必要な技術開発や飼育環境条件の適正化等についての知見が増加することが期待される。
- ・なお、環境省に所有権が一括整理されるため、飼育施設間の個体の移動等については、環境省が事前確認を行い、承認する（ライチョウと同様のスキーム）。

- ・なお、令和 7 年 4 月 30 日付の生物多様性保全の推進に関する基本協定書第 3 条第 3 項についての一部変更により、保護増殖事業実施計画の取組は、種の保存法による規制の適用除外を受けるとなった。このため、「保護増殖事業の確認・認定」や「認定希少種保全動植物園制度」を受けていなくとも、JAZA と環境省が承認した個体移動の計画であれば新規導入が可能となっている。

(絶滅危惧種の保全における連携)

第 3 条 甲及び乙は、「希少野生動植物の保存のための基本方針（平成 30 年 4 月 13 日閣議決定）」、生息域外保全基本方針及び「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方（平成 23 年 3 月環境省策定）」に沿って、絶滅危惧種の保全の取組を連携して実施する。

．．．．

8 甲又は乙は、特定の絶滅危惧種（第 2 項の依頼があった種を除く。）の保全の取組を実施する場合、必要に応じて可能な範囲で相互の取組に協力する。

3. ファウンダーの採捕について

- ・2025 年度のファウンダー採捕においては、事前に臨時会議を行い域外保全関係者で議論した結果、次期繁殖において計 5 ペア 10 個体の繁殖を試みることのできる最低個体数を確保することとして、採捕を実施した（次項参照）。
- ・オガサワラカワラヒワ生息域外 WG 報告（2025.1）においては、短期目標として 1 年目に 4 ペア 9 個体（2025 春季繁殖）、3 年目に 6 ペアの成功が行動計画上の短期目標とされており、2025 年度の採捕は、短期目標を再現する上で落鳥を予想して、個体数を設定した。
- ・2026 年度以降の採捕については、オガサワラカワラヒワ生息域外 WG の目標を参考としつつ、域内の生息状況や飼育施設の充足状況、飼育技術開発の進捗を確認し、関係者で会議を行い採捕数を判断することとしたい。

令和7年度オガサワラカワラヒワファウンダー採捕の打ち合わせ

(臨時保護増会議) 議事概要

■日時：令和7年9月29日(月) 14:30~16:30

■場所：Web 会議システムによるオンライン開催

■参加者(敬称略)

委員 森林総研 川上 和人

招へい委員 上野動物園 高橋 幸裕

環境省 関東地方環境事務所 野生生物課 藤田 朝彦

小笠原自然保護官事務所 藤田 道男

母島自然保護官事務所 金子 棟哉 和田 慎一郎

東京都 環境局自然環境部 中野 秀人

小笠原支庁 國松 克彦 宇都宮 英児 深道 直人

小笠原支庁 母島出張所 田巻 芳則

上野動物園 鈴木 仁

小笠原自然文化研究所(IBO) 堀越 和夫 鈴木 創

アイランズケア 川口 大朗

議事内容：

議事(1) ファウンダー採捕の希望について

- ・2025年度は野外の生息状況が良好であり、採捕するチャンスである。現在の飼育個体は2023年度採捕個体が主であり、寿命等考慮すると次年度繁殖期の落鳥が増える懸念がある。(IBO 鈴木)
- ・モニタリング調査結果から、本年度の生息状況は良好であり、採捕に問題は無いと考える。採捕に必然性があるのなら賛成する。(アイランズケア 川口)
- ・採捕においては、その考え方、与条件について議論した合意を得るべきである。その上で、採捕個体数を明示的に示すべきである。(東京都 田巻)

→共通認識としては、ワークショップでの検討を鑑み、「次年度の繁殖時期に5ペア10個体」の繁殖を行えるように採捕していくことが捕獲の前提となる考え方である。ただし、当歳個体については落鳥しやすいこと、繁殖参加できるかが未知なところもある。飼育個体の歳構成も考慮する必要があり、これらを踏まえて検討する必要がある。(川上委員)

議事(2) 飼育施設の現況について

- ・飼育施設については、現在の飼育施設と同スペックのものをIBOにて設置予定である。今後検討会に回る必要はあるが、運用すれば繁殖ペアを増やすことができる。また、繁殖期の雄の退避場所としてのトレーラーハウスの設置も検討している。(IBO 堀越)

- 飼育施設については、緊急捕獲の想定や域外保全個体群の確立のためにも、引き続きその増加について検討していく必要がある。(関東地方環境事務所 藤田)
- ・本年度採捕した場合、繁殖までは都立大の飼育施設において鳥籠にて飼育しておくことも可能である。(IBO 鈴木)
 - ・繁殖期以外、鳥籠で飼育しておくことについては、大神山飼育施設や上野動物園でも実績があり、問題ない。(高橋招へい委員)。
 - ・飼育施設に関しては事業者として責任をもってできる範囲というのは、限りもあるので、東京都としてキャパシティの限界を判断させていただく部分もあるかと思う。(東京都 田巻)

議事 (3) 採捕の実施について

- ・オガサワラカワラヒワは寿命が長いものではないので、基本的に余剰個体を許容するという考えではなく、落鳥を予想して5ペア10個体の繁殖を満たすようにすべき。情報を蓄積して、飼育下での寿命や繁殖貢献の度合い、減耗率のデータをとって将来の捕獲計画に生かしていかなくては行けない。(川上委員)
- ・現状の飼育個体数は、全体で2022採捕が雌1個体、2023採捕が雄4個体、雌3個体、本年度繁殖個体が雄4、雌2個体である。(東京都 深道)
- ・動物園における亜種カワラヒワの飼育実績を見ても、3割程度は落鳥している。現在の父島のオガサワラカワラヒワの飼育実績は落鳥率が4割を超える程度であり、動物園レベルの生残率に近づけようとしている所である。また、現在飼育4年目となる雌1個体については、過年度の飼育実績からそろそろ落鳥してもおかしくないと考えている。これらの情報を加味する必要もある。(IBO 鈴木)
- ・死亡率については、現状ではどうやっても正確な数字は出てこないもので、例えば本年度飼育施設生まれの個体は実績がないため外して、野外採捕個体は雌雄ともに50%落鳥するという想定でざっくり進めてしまってもよいのではと思う。(川上委員)
- ・亜種カワラヒワの繁殖実績もあるので、それらを参考に本年度の繁殖個体の生残率も考慮してよいのではないか。飼育施設のキャパシティがあるので、繁殖個体の生残率を考慮しないと次の春までの待機場所等必要な施設、予定より落鳥が少なかった場合の飼育場を視野に入れないといけなくなる。(東京都 田巻)
- ・亜種カワラヒワでも生後一年経つまでの確率で言うと、4割ちょっとが落鳥する。(高橋招へい委員)。
- ・それであれば、現在の飼育実績からすると、また、2023年度採捕個体が生残し、次年度繁殖可能なのは雄2個体、雌2個体程度であろう。本年度繁殖個体については暫定であるが生残率60%と考えた場合、次年度繁殖に用いることができる個体は、雄2個体、雌1個体程度と考える。よって、次年度繁殖個体として概算できるのは雄4個体、雌3個体である。これらのことから、次年度「5ペア10個体」の採捕を確実にやりたい場合、本年度の採捕は雄1個体、雌2個体が必要であると考え。ざっくりとした話であるが、一定数落鳥していくのは当然であり、現状ではこの条件での採捕を共通認識とすることでよいと考える(川上委員)。
- ・落鳥については、現在のところ高齢化に由来する個体は1個体のみであり、その他の個体は死

因を検討して防止策をとるようにしている。落鳥率は下げられていると考える。(東京都 田巻)

- 明確な基準としては、当面の目標として「5 ペア 10 個体の繁殖」を行う個体数の確保でよいと思う。また、落鳥率については、今後より飼育技術が向上し、落鳥率が低下するのは望ましいしそうあるべきであると考え。ただし、現状では今あるデータで検討し、今後技術向上、落鳥率の低下等を踏まえ、採捕必要数の検討に反映していくことでよいのではないかと。また、本年度は平島で生息状況が良好であり採捕に適していると考えられるが、今後も域内の状況を踏まえて採捕数を検討していくことは必須と考える。(関東地方環境事務所 藤田)
- ・将来的には数字は変わるのかもしれないが、来春繁殖時の 5 ペア 10 羽を想定し、かつその年の生息域内の状況として許容されるところで判断されるのであればよいと思う。(東京都 田巻)
- ・飼育繁殖の上で、ファウンダー追加は遺伝的多様性確保の上でも望ましく、また落鳥が少なかった場合でも、繁殖の予備個体を増加できることは、よりコンディションの良い個体を選んで繁殖に参加させられる等、メリットも大きいと考える。都立動物園としても施設の追加申請を実施している。一番大事なのは、なるべく遺伝的多様性を保持した個体群を父島と内地で持つことだと思っているので、そのために必要な答えをその都度皆さんで協議して確保していただければ。(高橋招へい委員)
- ・現在の繁殖実績がある施設と同様のものを建設予定であり、今後検討会に図って飼育施設を増加させていきたい。キャパシティの増加に備えていきたい。(IBO 鈴木)
- ・不確定なことがある状況だが、すべてが整ってからの実施を待つと間に合わないのがオガヒワ保全の現実的な状況だと思うので、多少リスクを抱えながらも調整しながらがんばるのが現実的かと思うので今の方針に賛成である。(川上委員)
- ・今年度の採捕については、東京都の保護増計画の一環として、かつ全体で 5 ペア 10 個体の繁殖参加を満たすために、雄 1 個体雌 2 個体の計 3 個体を上限に都の域外保全飼育個体の追加採捕を実施することでよい。(東京都 田巻)

その他

- ・施設としてはペアリングやキャパシティの課題がある。必要に応じて施設間で適切な個体移動、飼育を行えるように、ライチョウの事例の様に個体の所有権は環境省で一括して整理する等の対応を考えて欲しい。今後、JAZA 関係機関に飼育施設が増加する可能性を考慮しても、そうすべきであると考え。(高橋招へい委員)
- 個体の所有権および占有権の整理については、今後整理していきたい。(関東地方環境事務所 藤田)
- ・ファウンダー採捕以外の域外保全の課題についても、別途関係者会議により議論を進めるようにする必要がある。(東京都 田巻)
- 了解した。域外の課題については、別途議論した結果を検討会に挙げられる形にしていきたい。(関東地方環境事務所 藤田)

以上

まとめ

- ・オガサワラカワラヒワの令和 6 年度ファウンダー採捕について、以下の通り会議での検討を行い、域外保全個体飼育関係者の合意を得た。
- ・採捕個体については、ワークショップでの検討を鑑み、5 ペア 10 個体の繁殖参加を維持することを目標とし、その上で必要となる最低限の個体数を採捕することを検討した。
- ・採捕は、域内個体群の生息状況を考慮し許容できる個体数の捕獲にとどめることとした。
- ・採捕個体の算出においては、現在飼育している個体の生残率の情報や亜種カワラヒワの情報を用いて検討し、判断した。今後も採捕個体算出に必要な生残率の情報については、引き続き飼育下でのデータを蓄積し、将来的に採捕計画等に反映させていくこととした。
- ・今後、飼育施設の増加について検討を進めていくこととした